

令和8年度

秋の全国交通安全運動

川崎市実施要綱

期 間

9月21日(月)から30日(水)までの10日間
〔 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(水) 〕

目 的

市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故を防止することを目的としています。

スローガン

- ◎ 秋の夕暮れ ライトと反射材で 守る命
- ◎ かわさきは 安全・安心 まもるまち

運 動 重 点

- 1 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 2 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止



川崎市交通安全対策協議会

運動の進め方

川崎市交通安全対策協議会は構成する関係機関・団体との連携を密にし、この運動の目的や重点を踏まえつつ、市民総ぐるみで運動を展開します。

～ 構成機関・団体の共通推進事項 ～

- 「運動の重点に関する主な推進事項」に基づき、地域などの実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 関係機関・団体の職員などに、運動の周知を図ります。
- 各種会議、行事等を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかける記事などの掲載に努めます。

運動重点に関する主な推進事項

1 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

- ☆ 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- ☆ 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- ☆ 通学路を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における見守り活動の推進
- ☆ こどもや高齢者の交通事故の特性・特徴を踏まえた参加体験型安全教育の推進
- ☆ 神奈川歩行者安全五則の周知
- ☆ 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進



2 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

- ☆ 夕暮れ時や夜間の死亡事故防止を目的として、事故特徴に基づく交通安全教育を推進するとともに、自動車の早めの前照灯点灯やハイビームの積極的活用を促す取組の推進
- ☆ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- ☆ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するための広報啓発活動のほかハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組の推進
- ☆ 業務中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発を推進するとともに、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育を徹底する取組の推進
- ☆ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進



3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

- ☆ 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ☆ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- ☆ 16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されたことを踏まえ、「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法と「自転車の安全利用スマートガイド」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知
- ☆ 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転等の悪質・危険な違反のほか、歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反を防止するための交通安全教育の推進
- ☆ 特定小型原動機付自転車の販売事業者、シェアリング事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の安全利用と乗車用ヘルメット着用に関する広報啓発の推進

4 二輪車の交通事故防止

- ☆ 二輪車の特性（不安定性や死角に入りやすいなど）の周知及びあご紐は緩みなくしっかり締めるなどヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- ☆ 若者層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育と広報啓発の推進
- ☆ 二輪車交通事故の関係者となる四輪運転者に対しても、二輪車の特性を周知するための広報啓発活動の推進

各季の運動の取組事項

【家庭】

- ☆ 交通安全運動の機会に、家族で交通事故防止や交通ルールについて話し合しましょう。
- ☆ 関係機関・団体が開催する安全運転講習会等へ積極的に参加しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- ☆ 夜間外出するときは、明るい衣服を着用し、反射材用品を活用しましょう。
- ☆ 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しましょう。
- ☆ 飲酒運転は「しない・させない」を徹底しましょう。



【学校等】

- ☆ 教職員の交通安全教育に関する指導力の向上を図るため、各種研修会を開催しましょう。
- ☆ 幼児・児童・生徒に対する適切な交通安全指導を実施しましょう。
- ☆ 神奈川県学校交通安全教育推進会議での「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、教育活動全体を通して交通安全教育を推進しましょう。
- ☆ 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を推進しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。

【職場】

- ☆ 交通安全教育や講習会を開催するとともに、参加を促しましょう。
- ☆ 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を推進しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。
- ☆ 飲酒運転または飲酒運転を助長することのない職場環境を確立するとともに、飲酒運転は「しない・させない・ゆるさない」についてあらゆる機会を通じて指導を実施しましょう。

【地域】

- ☆ 地域ごとに「交通安全ヒヤリ地図」等を作成して地域内の交通危険箇所を共有し、子どもや高齢者に注意を促しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入を地域全体で促しましょう。
- ☆ 飲酒運転追放を呼びかける等、飲酒運転根絶の環境づくりに努めましょう。
- ☆ 酒類販売業者・飲食店と協力してハンドルキーパー運動の輪を広げる等地域ぐるみで飲酒運転根絶に取り組みましょう。



市からのお知らせ

自転車に関する改正道路交通法について（令和8年4月1日施行）

自転車の交通違反に青切符を適用する改正道路交通法が令和8年4月1日に施行されました。

対象は、16歳以上の自転車運転者で、適用される違反行為は、いわゆる「ながらスマホ」や一時不停止を含む100種類以上の交通違反となり、危険性・迷惑性が高い「悪質・危険な違反」に適用されます。



詳しい内容はこちら！
（川崎市HP）



反則行為と反則金額（一例）

反則行為	反則金額
携帯電話使用等（保持） （いわゆる「ながらスマホ」）	12,000円
通行区分違反（車道の逆走等）	6,000円
指定場所一時不停止等・公安委員会遵守事項違反（イヤホン等の使用）など	5,000円
軽車両乗車積載制限違反（二人乗り等）など	3,000円



生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます（令和8年9月1日施行）

改正道路交通法の施行により、令和8年9月1日から生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げとなります。特に道幅が狭い道路の最高速度が引き下げとなりますので、より一層安全運転を意識しましょう。

最高速度規制は、交通の安全と円滑を図り、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守るために実施しているものです。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けましょう。

詳しい内容はこちら！
（警察庁HP）



※「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。

神 奈 川 歩 行 者 安 全 五 則

～歩行者もルール・マナーを守りましょう～

- 1 横断する意思を明確にする！**
横断歩道では、手を上げるなどをして運転者に対し、横断する意思を明確に伝えましょう。
- 2 横断歩道を渡る！**
横断歩道外の横断や車両の直前直後の横断など、無理な横断はやめ、横断歩道を渡りましょう。
- 3 歩きスマホはしない！**
歩行中は、わき見の原因となるスマホなどを注視することがないようにしましょう。
- 4 危険な踏切横断はしない！**
踏切は、警報機が鳴ったら渡らない。遮断機を跨がない、くぐらないことを徹底しましょう。
- 5 反射材を身に着ける！**
薄暮や夜間には、光の反射で存在を示すことができる反射材を身に着けましょう。

川崎市交通安全対策協議会

事務局：川崎市 市民文化局 市民生活部 地域安全推進課

電話：044-200-2266

FAX：044-200-3869

E-mail: 25tiiki@city.kawasaki.jp